

日 銀 市 第 9 6 号
2 0 2 0 年 4 月 2 8 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の
一部改正に関する件

日本銀行では、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正を決定したこと^注に伴い、標記の規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

注：日本銀行のホームページ (<https://www.boj.or.jp>) 掲載の2020年4月27日付「「系統中央機関の会員である金融機関による新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションの利用に関する特則」の制定等について」をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

- 第1編IV. 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 所要担保価額合計額

所要担保価額合計額とは、与信取引先毎に次の計算式により算出した金額をいいます。

$$\begin{aligned} \text{所要担保価額合計額} &= \text{当座貸越残高} \\ &+ \text{相対型電子貸付残高}^{(注1)} \\ &+ \text{入札型電子貸付残高}^{(注1)} \\ &+ \text{日本銀行が担保差入金融機関等に対し有する純与信額} \\ &+ \text{成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則分を除く）貸付残高}^{(注2)} \\ &+ \text{成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）の所要担保価額}^{(注3)} \\ &+ \text{米ドル資金供給オペレーションの所要担保価額}^{(注3)} \\ &+ \text{貸出増加支援資金供給貸付残高}^{(注4)} \\ &+ \text{被災地金融機関支援オペ貸付残高}^{(注1)} \\ &+ \text{平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペ貸付残高}^{(注1)} \\ &+ \text{新型コロナウイルス感染症対応にかかる企業金融支援特別オペ貸付残高}^{(注1)} \\ &+ \text{代理店保証額} \\ &+ \text{歳入代理店保証額} \end{aligned}$$

以下略（不変）